

第1期中期目標期間終了時の積立金の第2期中期目標期間への繰越に係る
知事の承認に関する評価委員会意見について (案)

1 法的根拠

- (1) 中期目標期間終了時において積立金があるときは、設置団体の長の承認を受けて次の中期目標期間に係る中期計画に定めるところにより、次の中期目標期間の業務の財源に充てることができる (法第40条第4項)

2 繰越に係る法人からの申請

- 第1期中期目標期間終了時の積立金 1,687,859,102円
○第2期中期目標期間への繰越額 1,630,674,049円 【法人申請額】

積立金の使途 (第2期中期計画)

- ・施設整備等整備事業
- ・道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する研究・知的財産・技術支援・外部機関との連携強化に係る業務及びその附帯業務

○比叡道への納付額 57,185,053円

3 繰越承認の考え方

- ① 第1期中期目標期間において経営努力分として承認された目的積立金の残額
- ② 平成26年度財務諸表の当期末処分利益のうち、経営努力と認められる額 (目的積立金相当額)
- ③ 第1期中期目標期間終了時積立金のうち、現金の裏付けのない額
- ④ 会計基準第81条により、中期目標期間の最後の事業年度の期末における運営費交付金債務が、全額収益に振り替えられた額

4 知事の承認案

第2期中期目標期間への繰越額 1,630,674,049円 【法人申請額と同じ】

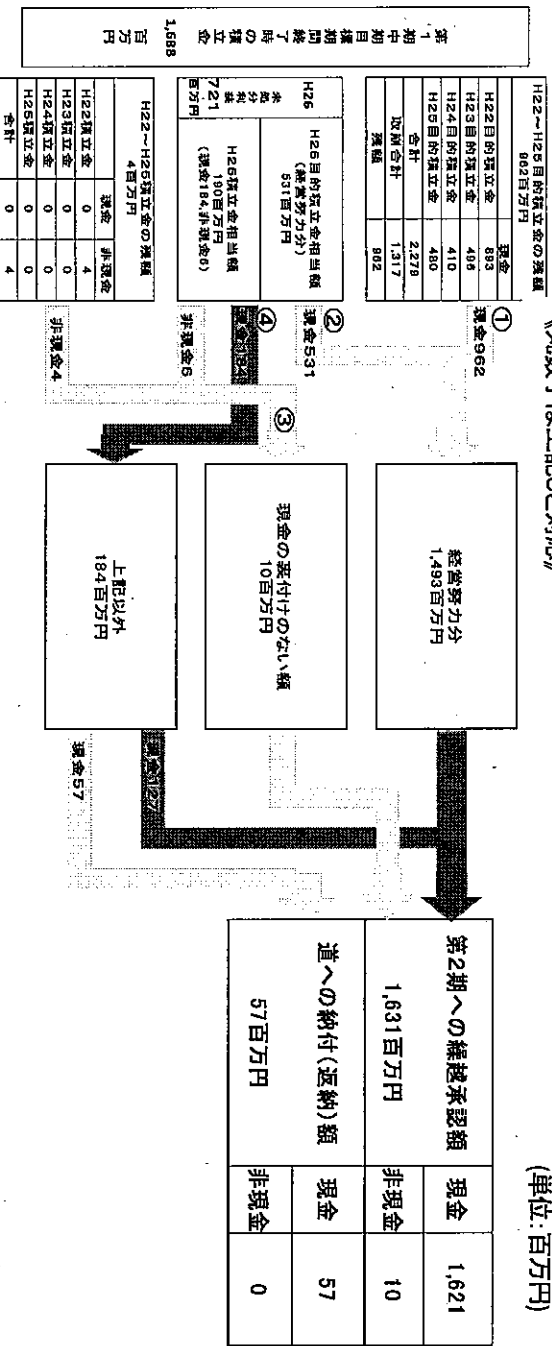
5 評価委員会の意見

繰越積立金の承認について、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、知事の承認案について、「特に意見なし」との結論とする。

【参考】

《丸数字は上記3と対応》

(単位:百万円)



(案)

平成27年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道地方独立行政法人評価委員会
委員長 北野 邦尋

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の第1期中期目標期間終了時における積立金の
第2期中期目標期間への繰越の承認に係る意見について

このことについて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第40条第5項の規定に基
づく北海道地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

※ 意見を記載